

電気需給約款〔高圧、特別高圧〕改訂箇所 新旧対照表

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第1条 (適用)</p> <p>(1) 本電気需給約款(以下「この需給約款」といいます。)は当社が、一般送配電事業者と締結した接続供給契約に基づき、当社と直接電気需給契約を締結したお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。<u>なお、この需給約款に定めている内容と、当社との間で締結した電気需給契約に定めている内容に相違がある場合は、電気需給契約に定めている内容を優先するものといたします。</u></p> <p>(3) この需給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 <u>北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社の各供給区域</u></p> <p>(4) 削除</p>	<p>第1条 (適用)</p> <p>(1) 本電気需給約款(以下「この需給約款」といいます。)は当社が、一般送配電事業者と締結した接続供給契約に基づき、当社と直接電気需給契約を締結したお客さまに対して、<u>または、当社の取次業者との間で電気需給契約を締結したお客さまに対して、</u>電気を供給するときの条件を定めたものです。</p> <p>(3) この需給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 <u>北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の各供給区域</u></p> <p>(4) この需給約款は、2019年2月1日より実施致します。</p>
<p>第3条 (定義)</p> <p>(3) みなし小売電気事業者 旧一般電気事業者(関西電力等の10電力会社)の小売供給部門をいいます。</p> <p>(5) 託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p> <p>(26) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第<u>36</u>条第1項に定める賦課金をいいます。</p>	<p>第3条 (定義)</p> <p>(3) みなし小売電気事業者 旧一般電気事業者(東京電力等の10電力会社)の小売供給部門をいいます。</p> <p>(5) 託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、<u>電気事業法附則第3条第1項にもとづき</u>経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p> <p>(26) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第<u>16</u>条第1項に定める賦課金をいいます。</p>

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第5条 (実施細目)</p> <p>この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、当社または一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、お客さまと一般送配電事業者との間で協議を行っていただくものといたします。</p>	<p>第5条 (実施細目)</p> <p>この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社(取次業者がいる場合は、取次業者)との協議によって定めます。なお、当社または一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、お客さまと一般送配電事業者との間で協議を行っていただくものといたします。</p>
<p>第6条 (需給契約)</p> <p>(1) お客さまは、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、電気需給契約を締結して頂きます。  契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、連絡体制および料金の支払方法</p> <p>(3) 契約負荷設備、および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を<u>メールやその他の方法により</u>申し出ていただきます。</p>	<p>第6条 (需給契約)</p> <p>(1) お客さまは、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、電気需給契約を締結して頂きます。<u>なお、電気需給契約書の条件とこの需給約款の条件に相違がある場合は、電気需給契約書の条件を優先するものといたします。</u>  契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、連絡体制および料金の支払方法</p> <p>(3) 契約負荷設備、および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を<u>文書により</u>申し出ていただきます。</p>

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第7条 (需給契約の成立および契約期間)</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、<u>お客さまとの需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年間</u>といたします。</p>	<p>第7条 (需給契約の成立および契約期間)</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、<u>お客さまとの需給契約で規程された開始日から1年間</u>といたします。</p>
<p>第8条 (需要場所)</p> <p>需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものとします。</p>	<p>第8条 (需要場所)</p> <p>左記文章のとおり集約</p>
<p>第9条 (需給契約の単位)</p> <p>当社は、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p>	<p>第9条 (需給契約の単位)</p> <p>左記文章のとおり集約</p>
<p>第10条 (供給の開始)</p> <p>(1) 当社は、直接当社とお客さまとの間で需給契約が成立したときには、需給契約に則り需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、<u>需給開始予定日より電気の供給を開始</u>いたします。</p> <p>(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、<u>需給開始日を定めて電気を供給</u>いたします。</p>	<p>第10条 (供給の開始)</p> <p>(1) 当社は、直接当社とお客さまとの間で、<u>または取次業者とお客さまとの間で需給契約が成立したときには、需給契約に則り需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給開始予定日より電気を供給</u>いたします。</p> <p>(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて<u>直接または取次業者を通じてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めること</u>といたします。</p>
<p>第11条 (供給の単位)</p> <p>当社は、<u>原則として</u>、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。</p>	<p>第11条 (供給の単位)</p> <p>当社は、<u>次の場合を除き</u>、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。</p>

新（2019年4月1日実施）	旧（2019年2月1日実施）
<p>第13条（高圧季節別時間帯別電力）</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>契約電力は、次によって定めます。</p> <p>イ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。</p> <p>(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p>	<p>第13条（高圧季節別時間帯別電力）</p> <p>(1) 契約電力が500キロワット以上の場合および(2) 契約電力が500キロワット未満の場合を左記文章のとおり集約</p>

- ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合
- (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。
- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大

需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それま

<p>での間の契約電力は、ロによって定め ます。</p> <p>(5) 料金          料金は、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額</u>の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>イ 基本料金          基本料金は、<u>1月につき、電気需給契約書に定める料金単価とその1月の契約電力により算定されるもの</u>といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>ロ 電力量料金          電力量料金は、<u>電気需給契約書に定める料金単価とその1月の使用電力量により算定されるもの</u>といたします。なお、<u>料金単価が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の使用電力量により算定するもの</u>といたします。</p> <p>(二) 削除</p>	<p>ホ 料 金          料金は、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ニ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金          基本料金は、<u>電気需給契約に定めるもの</u>といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金          電力量料金は、<u>電気需給契約に定めるもの</u>といたします。</p> <p>(二) 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。</p>
---	---

新（2019年4月1日実施）	旧（2019年2月1日実施）
<p>第14条（特別高圧季節別時間帯別電力）</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計</u>といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、<u>1月につき、電気需給契約書に定める料金単価とその1月の契約電力により算定されるもの</u>といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、<u>電気需給契約書に定める料金単価とその1月の使用電力量により算定されるもの</u>といたします。なお、<u>料金単価が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の使用電力量により算定するもの</u>といたします。</p> <p>ニ 削除</p>	<p>第14条（特別高圧季節別時間帯別電力）</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(二)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、<u>電気需給契約に定めるもの</u>といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、<u>電気需給契約に定めるもの</u>といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。</p>



新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第15条 (臨時電力)</p> <p>(2) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表2 (燃料費調整) (1) によって算定された燃料費調整額、および別表3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額</u>の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、<u>みなし小売電気事業者</u>が定める契約種別の料金の20パーセントを割増ししたものを基準として個別に取り決めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。</p> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、<u>電気需給契約書に定める料金単価とその1月の使用電力量により算定されるもの</u>といたします。なお、<u>料金単価が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の使用電力量により算定するもの</u>といたします。</p> <p>ニ 削除</p>	<p>第15条 (臨時電力)</p> <p>(2) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表2 (燃料費調整) (1) によって算定された燃料費調整額、および別表3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、<u>地域の一般電力会社</u>が定める契約種別の料金の20パーセントを割増ししたものを基準として個別に取り決めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。</p> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、<u>電気需給契約に定めるもの</u>といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。</p>

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第16条 (自家発補給電力)</p> <p>ハ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表2 (燃料費調整) (1) によって算定された燃料費調整額、および別表3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)、<u>別表4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額</u>によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ) によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>ロ 基本料金</p> <p>基本料金は、電気需給契約書に定めるものといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。</p> <p>ハ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、<u>電気需給契約書に定める料金単価とその1月の使用電力量により算定されるものといたします。なお、料金単価が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の使用電力量により算定するものといたします。</u></p>	<p>第16条 (自家発補給電力)</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表2 (燃料費調整) (1) によって算定された燃料費調整額、および別表3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ) によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、電気需給契約に定めるものといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、<u>電気需給契約に定めるものといたします。</u></p>

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第17条 (予備電力)</p> <p>(3) 料金</p> <p>料金は、基本料金の合計といたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、電気需給契約書に定めるものといたします。</p>	<p>第17条 (予備電力)</p> <p>(3) 料 金</p> <p>料金は、基本料金の合計といたします。</p> <p>ロ 基本料金</p> <p>基本料金は、電気需給契約に定めるものといたします。</p>
<p>第19条 (検針日)</p> <p>検針日は、<u>次により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日</u>といたします。</p> <p>(1) 検針は、<u>一般送配電事業者がお客さまごとに定めた日 (一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。)</u>に、<u>一般送配電事業者が各月ごとに行ないます。</u></p> <p>(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、<u>検針に伺った日に検針を行なったもの</u>といたします。</p> <p>(3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、<u>一般送配電事業者が定めた日以外の日</u>に検針を行なうことがあります。</p> <p>(4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、<u>一般送配電事業者は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるもの</u>といたします。</p>	<p>第19条 (検針日)</p> <p>検針日は、<u>各月ごとに一般送配電事業者が定める日に原則として実施されます。</u>なお、<u>次により、託送供給等約款に従い実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日を検針日</u>といたします。</p> <p>(1) 検針は、<u>需給地点ごとに当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日 (一般送配電事業者が需給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日 [以下「<u>検針の基準となる日</u>」といいます。] および休日等を考慮して定めます。)</u>に、<u>一般送配電事業者が各月ごとに行ないます。</u></p> <p>(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、<u>検針に伺った日に検針を行なったもの</u>といたします。</p> <p>(3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、<u>当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日以外の日</u>に検針を行なうことがあります。</p> <p>(4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、<u>当社(取次業者がいる場合は、取次業者)は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通</u></p>

<p>イ 供給開始日からその直後の需給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</p> <p>ロ その他特別の事情がある場合</p> <p>(5) (3)の場合で、検針を行なったときは、<u>一般送配電事業者が定めた日</u>に検針を行なったものといたします。</p> <p>(6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後の需給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、<u>一般送配電事業者が定めた日</u>に検針を行ったものといたします。</p>	<p>じて)あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。</p> <p>イ 供給開始日からその直後の需給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</p> <p>ロ その他特別の事情がある場合</p> <p>(5) (3)の場合で、検針を行なったときは、<u>当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日</u>に検針を行なったものといたします。</p> <p>(6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後の需給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、<u>当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日</u>に検針を行なったものといたします。</p>
--	--

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第21条 (使用電力量の計量)</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送供給等約款に定めるところにより、お客さまと<u>当社</u>との協議によって定めます。</p>	<p>第21条 (使用電力量の計量)</p> <p>(2) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送供給等約款に定めるところにより、お客さまとの協議によって定めます。</p>
<p>第23条 (日割計算)</p> <p>(1) 当社は、22 (料金の算定) (1)イ、ロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表5 (日割計算の基本算式) により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。</p>	<p>第23条 (日割計算)</p> <p>(1) 当社は、22 (料金の算定) (1)イ、ロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表5 (日割計算の基本算式) により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて<u>別表5 (日割計算の基本算式)</u> により算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて<u>別表5 (日割計算の基本算式)</u> により算定いたします。</p>

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第24条 (料金の支払義務および支払期日)</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日 (以下「請求日」といいます。) に発生いたします。</p> <p>この場合の請求日は、託送供給等約款に定める検針日 (以下「検針日」といいます。) といたします。ただし、検針日に検針が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。また需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。</p> <p>(2) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の属する月の翌月1日から起算して口座振替により料金の支払いをされる場合には22日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には20日目といたします。</p> <p>イ) 一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の属する月の翌月1日から起算して、口座振替により料金の支払いをされる場合には22日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には20日目といたします。</p> <p>ロ) お客様と当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうち、その月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の属する月の翌月</p>	<p>第24条 (料金の支払義務および支払期日)</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ 支払義務の発生日は、検針日の前日が属する月の翌月1日といたします。ただし、19 (検針日) (5) の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、19 (検針日) (6) の場合の料金または21 (使用電力量の計量) (1) イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、21 (使用電力量の計量) (3) の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p>

1日から起算して、口座振替により料金の支払いをされる場合には22日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には20日目といたします。

第28条（適正契約の保持）

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、当社とお客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかにお客さまの当該契約を適正なものに変更させていただくものとします。

第30条（需要場所への立入りによる業務の実施）

当社が必要と認めた場合、または一般送配電事業者から要請があった場合、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、当社または一般電気事業者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

第28条（適正契約の保持）

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、当社(取次業者がいる場合には、取次業者)とお客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかにお客さまの当該契約を適正なものに変更させていただくものとします。

第30条（需要場所への立入りによる業務の実施）

当社(取次業者がいる場合は取次業者)が必要と認めた場合、または一般送配電事業者から要請があった場合、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、当社または一般電気事業者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第32条 (違約金)</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合</p> <p>ハ 高圧季節別時間帯別電力の場合で、付帯電灯以外の電灯 (小型機器を含みます。) によって電気を使用されたとき。</p>	<p>第32条 (違約金)</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合</p> <p>ハ 高圧季節別時間帯別電力もしくは高圧電力の場合、または高圧季節別時間帯別電力もしくは高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯 (小型機器を含みます。) によって電気を使用されたとき。</p>
<p>第35条 (設備の賠償)</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償請求を受けた場合は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。</p>	<p>第35条 (設備の賠償)</p> <p>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について賠償していただきます。</p> <p>(1) 修理可能の場合 修理費</p> <p>(2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p>



新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第40条 (需給契約の廃止)</p> <p>(1) お客様がこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、原則として廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、43 (需給契約の解除・解約) および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ お客様の責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>	<p>第40条 (需給契約の廃止)</p> <p>(1) お客様がこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、原則として廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて、当社(取次業者がいる場合は、取次業者)に通知していただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、43 (需給契約の解除・解約) および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ 当社(取次業者がいる場合は、取次業者)がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ お客様の責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第41条 (需給開始後の需給契約の廃止・変更にもなう料金および工事費の精算)</p> <p>お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加 (契約受電設備の新設による契約受電設備の総容量の増加を含む) された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。1 年に満たない期間の料金について、さかのぼって廃止または減少した契約電力分につき、基本料金および電力量料金の 20% を割増したものを適用し、既に当社が請求した料金との差額を、臨時精算金として当社に支払うものとします。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとします。また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。</p>	<p>第41条 (需給開始後の需給契約の廃止・変更にもなう料金および工事費の精算)</p> <p>お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加 (契約受電設備の新設による契約受電設備の総容量の増加を含む) された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。1 年に満たない期間の料金について、さかのぼって廃止または減少した契約電力分につき、基本料金及び電力量料金の 20% を割増したものを適用し、既に当社(取次業者がいる場合は、取次業者)が請求した料金との差額を、臨時精算金として当社に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとする。また、当社(取次業者がいる場合は、取次業者)が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。</p>
<p>第42条 (期限の利益喪失)</p> <p>お客さままたは当社が、次の第1号乃至7号の各号の一に該当したときは、相手方から何ら催告を受けることなく単なる通知によって、相手方に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を相手方に弁済するものといたします。</p>	<p>第42条 (期限の利益喪失)</p> <p>お客さま又は当社(取次業者がいる場合は、取次業者)が、次の第1号乃至7号の各号の一に該当したときは、相手方から何ら催告を受けることなく単なる通知によって、相手方に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を相手方に弁済するものとする。</p>

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第43条 (需給契約の解除・解約)</p> <p>(1) お客さままたは当社が前条各号の一に該当した場合、相手方は、何らの催告をなすことなく、本契約を解除することができるものと<u>します</u>。なお、前条各号の一に該当した当事者に対する相手方の損害賠償の請求を妨げないものと<u>します</u>。</p> <p>(2) 前項の定めに関わらず、お客さま若しくは当社が 46(反社会的勢力の排除)に違反していることが判明したときは、他方の当事者 (以下本項において「解除当事者」という。) は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、解除によって被った損害の賠償を当該お客さま<u>または当社</u> (以下、本項において「被解除当事者」という。) に対して請求することができるものと<u>します</u>。また、当該解除によって、被解除当事者に損害が生じても、被解除当事者は解除当事者に対して、その賠償を求めることはできないものと<u>します</u>。</p>	<p>第43条 (需給契約の解除・解約)</p> <p>(1) お客さま<u>又は当社(取次業者がいる場合は、取次業者)</u>が前条各号の一に該当した場合、相手方は、何らの催告をなすことなく、本契約を解除することができるものと<u>する</u>。なお、前条各号の一に該当した当事者に対する相手方の損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>(2) 前項の定めに関わらず、お客さま若しくは当社<u>(取次業者がいる場合は、取次業者)</u>が 46(反社会的勢力の排除)に違反していることが判明したときは、他方の当事者 (以下本項において「解除当事者」という。) は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、解除によって被った損害の賠償を当該お客さま<u>又は当社(取次業者がいる場合は、取次業者)</u> (以下、本項において「被解除当事者」という。) に対して請求することができるものと<u>する</u>。また、当該解除によって、被解除当事者に損害が生じても、被解除当事者は解除当事者に対して、その賠償を求めることはできないものと<u>する</u>。</p>

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第46条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>(1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、<u>需給契約締結時</u>および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。</p> <p>第47条 (不可抗力)</p> <p>(1) 不可抗力による免責</p> <p>お客様および当社は、次に定める不可抗力によって<u>需給契約</u>の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないこととします。</p> <p>イ 地震等の天災地変が起きた場合</p> <p>ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合</p> <p>(2) 不可抗力による解約</p> <p>イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として<u>需給契約</u>の履行ができない場合、<u>お客さま</u>または当社は<u>需給契約の一部または全部</u>を解約することができます。</p> <p>ロ <u>この場合</u>、解約に伴う損害については、<u>お客さま</u>および当社は互いに<u>損害賠償責任</u>を負わないこととします。</p> <p>第48条 (管轄裁判所)</p> <p><u>需給契約</u>にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。</p>	<p>第46条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>(1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、<u>約款締結時</u>および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。</p> <p>第47条 (不可抗力)</p> <p>(1) 不可抗力による免責</p> <p>お客様および当社は、次に定める不可抗力によって<u>本契約</u>の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないこととします。</p> <p>イ 地震等の天災地変が起きた場合</p> <p>ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合</p> <p>(2) 不可抗力による解約</p> <p>イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として<u>本契約</u>の履行ができない場合、<u>お客様</u>又は当社は<u>本契約の一部又は全部</u>を解約することができます。</p> <p>ロ 解約に伴う損害については、<u>お客様</u>および当社は互いに<u>賠償責任</u>を負わないこととします。</p> <p>第48条 (管轄裁判所)</p> <p><u>本契約</u>にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。</p>

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>第49条 (消費税法改正の場合の取り扱い) 削除</p>	<p>第49条 (消費税法改正の場合の取り扱い) 消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとします。</p>
<p>第49条 (お客さまに係わる情報の取り扱い)</p> <p>(1) 当社は、基本情報 (氏名、住所、電話番号および需給契約の契約番号)、および供給 (受電) 地点に関する情報 (託送供給等契約を締結する<u>一般送配電事業者</u>の供給区域、離島供給約款対象、供給 (受電) 地点特定番号、託送契約高情報、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法) を、託送供給等契約の締結、変更または解約のため、需給契約の廃止取次のため、供給 (受電) 地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく<u>一般送配電事業者</u>の業務遂行のため、小売電気事業者、一般送配電事業者、<u>需要抑制契約者</u>および電力広域的運営推進機関との間で、お客さまの個人情報を共同で利用することがあります。</p> <p>(2) 当社は(1)に記載のお客さまに係る情報を、当社および提携事業者の業務 (契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務) の遂行上必要な範囲で利用します。また、業務の遂行上必要な範囲での</p>	<p>第50条 (お客さまに係わる情報の取り扱い)</p> <p>(1) 当社は、基本情報 (氏名、住所、電話番号および<u>電力</u>需給契約の契約番号)、および供給 (受電) 地点に関する情報 (託送供給等契約を締結する<u>一般電気事業者</u>の供給区域、離島供給約款対象、供給 (受電) 地点特定番号、託送契約高情報、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法) を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、<u>電力</u>需給契約の廃止取次のため、供給 (受電) 地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく<u>一般電気事業者</u>の業務遂行のため、小売電気事業者 (<u>取次事業者含む</u>)、一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関との間で、お客さまの個人情報を共同で利用することがあります。</p> <p>(2) 当社は(1)に記載のお客さまに係る情報を、当社および、<u>取次事業者を含む</u>提携事業者の業務 (契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務) の遂行上必要な範囲で利用します。また、業務の遂行上</p>

利用には、お客さまに係る情報を当社の業務を委託している者、および銀行等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、当該業務遂行にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

必要な範囲での利用には、お客さまに係る情報を当社の業務を委託している者、および銀行等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、当該業務遂行にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)																																								
<p>別紙2 (燃料費調整額の算定)</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p><u>α、β、γは各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします(特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます。)</u></p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>※各式で用いる x、y は各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします(特定小売供給約款が改正された場合</p>	<p>別紙2 (燃料費調整額の算定)</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p><u>α、β、γはみなし小売電気事業者エリア別に下記表の通りといたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="815 479 1362 1406"> <thead> <tr> <th></th> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力エリア</td> <td>0.4699</td> <td>0.0000</td> <td>0.7879</td> </tr> <tr> <td>東北電力エリア</td> <td>0.1152</td> <td>0.2714</td> <td>0.7386</td> </tr> <tr> <td>東京電力エリア</td> <td>0.1970</td> <td>0.4435</td> <td>0.2512</td> </tr> <tr> <td>中部電力エリア</td> <td>0.0275</td> <td>0.4792</td> <td>0.4275</td> </tr> <tr> <td>北陸電力エリア</td> <td>0.2303</td> <td>0.0000</td> <td>1.1441</td> </tr> <tr> <td>関西電力エリア</td> <td>0.0140</td> <td>0.3483</td> <td>0.7227</td> </tr> <tr> <td>中国電力エリア</td> <td>0.1543</td> <td>0.1322</td> <td>0.9761</td> </tr> <tr> <td>四国電力エリア</td> <td>0.2104</td> <td>0.0541</td> <td>1.0588</td> </tr> <tr> <td>九州電力エリア</td> <td>0.1490</td> <td>0.2575</td> <td>0.7179</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が α 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\alpha - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が α 円を上回る場合</p>		α	β	γ	北海道電力エリア	0.4699	0.0000	0.7879	東北電力エリア	0.1152	0.2714	0.7386	東京電力エリア	0.1970	0.4435	0.2512	中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275	北陸電力エリア	0.2303	0.0000	1.1441	関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227	中国電力エリア	0.1543	0.1322	0.9761	四国電力エリア	0.2104	0.0541	1.0588	九州電力エリア	0.1490	0.2575	0.7179
	α	β	γ																																						
北海道電力エリア	0.4699	0.0000	0.7879																																						
東北電力エリア	0.1152	0.2714	0.7386																																						
東京電力エリア	0.1970	0.4435	0.2512																																						
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275																																						
北陸電力エリア	0.2303	0.0000	1.1441																																						
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227																																						
中国電力エリア	0.1543	0.1322	0.9761																																						
四国電力エリア	0.2104	0.0541	1.0588																																						
九州電力エリア	0.1490	0.2575	0.7179																																						

は、改正後の特定小売供給約款に準じます。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を下回る場合

燃料費調整単価 = (x - 平均燃料価格) × (2) の基準単価 / 1,000

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を上回り、かつ、y 円以下の場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - x) × (2) の基準単価 / 1,000

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が y 円を上回る場合、平均燃料価格は、y 円といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合、各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします(特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます)。

(3) 削除

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - α) × (2) の基準単価 / 1,000

※各式で用いる α は下記表の通りといたします。

北海道電力エリア	37,200
東北電力エリア	31,400
東京電力エリア	44,200
中部電力エリア	45,900
北陸電力エリア	21,900
関西電力エリア	27,100
中国電力エリア	26,000
四国電力エリア	26,000
九州電力エリア	33,500

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の次のとおりといたします。

	1キロワット時につき	
	高圧	特別高圧
北海道電力エリア	0.188円	0.186円
東北電力エリア	0.210円	0.202円
東京電力エリア	0.220円	0.217円
中部電力エリア	0.219円	0.216円
北陸電力エリア	0.149円	0.147円
関西電力エリア	0.156円	0.153円
中国電力エリア	0.230円	0.222円
四国電力エリア	0.185円	0.179円
九州電力エリア	0.166円	0.163円

(3) 燃料費調整単価の通知

当社は、上記 (1) ロの燃料費調整単価を当該月の料金請求までにお客さまに通知するものとします。



新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の<u>4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日</u>までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定によ</p>	<p>別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。</p> <p><u>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。</u></p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の<u>5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期</u>までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定に</p>

り認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

より認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

新（2019年4月1日実施）	旧（2019年2月1日実施）
<p>別紙4（離島ユニバーサルサービス調整）</p> <p>(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math>は各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします（特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます。）。</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算</p>	<p>(新設)</p>

定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※各式で用いる x、y は各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとし、また、特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{x} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を上回り、かつ、y 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{x}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が y 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、y 円といたします。

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

離島平均燃料価格

離島ユニバーサル

算定期間	サービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日か ら 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日か ら 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日か ら 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日か ら 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日か ら 10月31日までの期 間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日か ら 11月30日までの期 間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日か ら 12月31日までの期 間
毎年8月1日から 10月31日までの期 間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期 間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期 間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日まで の期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間

毎年12月1日から 翌年の2月末日まで の期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間	
<p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整額</p>		
<p>離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。</p>		
<p>離島ユニバーサルサービス調整額＝使用電力量×離島ユニバーサルサービス調整単価</p>		
<p>(2) 離島基準単価</p>		
<p>離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合、各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとし、(特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます)。</p>		

新 (2019年4月1日実施)	旧 (2019年2月1日実施)
<p>削除</p> <p>別紙5 (日割計算の基本算式)</p> <p>(1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日を含む計量期間等の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。</p> <p>(3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止中に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>	<p>別紙4 (契約電力の算定方法)</p> <p>各一般電気事業者が定めるものに準ずるものといたします。</p> <p>ただし、個別に取り決める場合は、電気需給契約書に定めるものといたします。</p> <p>別紙5 (日割計算の基本算式)</p> <p>各一般電気事業者が定めるものに準ずるものといたします。</p> <p>ただし、個別に取り決める場合は、電気需給契約書に定めるものといたします。</p>